

POINT 3 家庭ごみとして地域の集積場に出してしまうと、
不法投棄として罰せられる恐れがあります!

有料指定袋を使用しても、事業ごみを家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第25条により下記の罰則が科せられます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金



POINT 4 分別回収箱の配置例

リサイクル可能な紙類
リサイクル可能な紙類は種類ごとに分別します。



分別表
分別方法を分かりやすく示した表を掲載します。



分別箱

分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。



POINT 5 リサイクルについて

ごみを分別して出すことで、リサイクル処理を経て、右のような新たな製品に再生されますので、積極的な分別排出をお願いします。

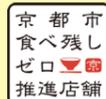


POINT 6 食品ロスの削減について

サイズ別メニューの設定などにより、食べ残しなどの食品ロスを減らしたうえで、調理くずも含め、生ごみは食品リサイクル(生ごみ処理機やリサイクル施設への搬入)をお願いします。



食品ロス削減に取り組む店舗を認定、PRする制度はこちら

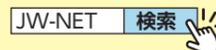


POINT 7 マニフェストの交付について

産業廃棄物の引渡しに当たっては、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付する必要があります。マニフェストには電子と紙の2種類があり、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」を記入します。

紙マニフェストを使用した事業所は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの状況を京都市に報告する必要があります。*電子マニフェストの場合は報告は不要です。

便利な電子マニフェストを御活用ください!
問合せ先:
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター



飲食店を運営する皆さまへ

飲食店での正しいごみの出し方

許可業者に処理を委託しましょう!

無許可業者に委託すると法令違反となります。(罰則あり)



分別をしましょう!

産業廃棄物、一般廃棄物、リサイクル可能なものの分別を徹底しましょう。



家庭ごみでは出せません!

家庭ごみとして排出することは不法投棄に該当します。(罰則あり)



できるものはリサイクル!

再生利用可能なもの(紙類、缶・びん等)はリサイクルをしましょう。



POINT 1 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。



*詳細は、裏面の見開きページのPOINT2をご確認ください。



- 廃棄物の処理を許可業者に委託する場合、一般廃棄物(事業系)と産業廃棄物についてそれぞれ契約する必要があります。
- 産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、契約書を交わし*1管理票(マニフェスト)*2を許可業者に渡します。

*1 収集運搬と処分をそれぞれ委託する必要があります。
*2 マニフェストの交付、保存は法令で義務付けられています。

詳しくは、契約時に許可業者に相談しよう!



京都市ホームページ等で詳しく紹介しています。(参考資料)

「京(みやこ)さんばいポータルサイト」



「廃棄物の適正処理ガイドブック」



「京都ごみネット」



産業廃棄物に関する問合せ先

処理業者の紹介	公益社団法人 京都府産業資源循環協会 TEL 075-694-3402
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課 TEL 075-222-3957

一般廃棄物に関する問合せ先

処理業者の紹介	京都環境事業協同組合 TEL 075-691-5517
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 TEL 075-222-3946



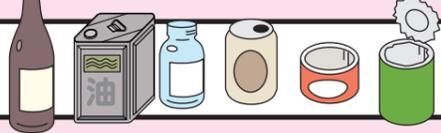
京都市 京都市環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL : 075-222-3957

(公社)京都府産業資源循環協会
〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53-4 Johnsonビル2F
TEL:075-694-3402

※ 飲食店からでるごみの一例を記載したものです。下記に記載がないものや判断が難しいものについては、裏面の問合せ先等に御相談ください。

産業廃棄物

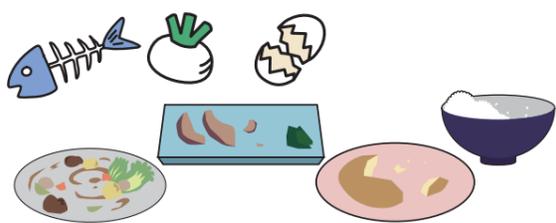
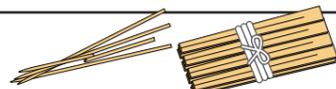
プラスチック類	プラスチック製の食器・調理器具・トレー、棚、レトルトパウチ、ストロー、スポンジ、ラップ類、ラミネート加工のメニュー、ビニール手袋、不織布マスク、アクリル板、おしぼり(不織布・化学繊維製品、外袋) 従業員用制服(化学繊維製品)、のぼり ※天然素材(綿、シルク等)のものは一般廃棄物(事業系)		汚れのついたものは、サッと洗うなど可能な限り汚れを取り除いて出してください。	<p>できるものからリサイクル!</p>  <p>産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。また自ら産業廃棄物処理施設(中間処理施設等)に搬入することもできます。 ※ パソコンはリサイクルシステムあり(例) (一社)パソコン3R推進協会</p> <p>処理業者に相談するのじゃ</p> 
発泡スチロール			単一素材のものは、分別することでリサイクルにつながります。	
ペットボトル	飲料用、調味料などのペットボトル 			
ガラス陶磁器類	ガラス・陶磁器製の食器、鏡 など 			
金属類	金属製の調理器具、椅子及び机などの備品、看板、レジスター・券売機・パソコン(※)等電化製品 アルミホイル、カセットコンロ、ガスボンベ、忘れ物の傘 など ※レジスター、券売機、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。 ※傘は、金属類とプラスチック類の混合物です。		中身を使い切って出してください。	
汚泥	グリストラップ清掃時に排出される汚泥			
廃油	使用済み天ぷら油、ラード など 		※廃油は廃油専門業者に委託することでリサイクルが可能です。(ただし凝固剤を入れたものはリサイクルに向きません。) 詳しくは処理業者に御相談ください。	
電池類	乾電池、バッテリー、リチウムイオン電池 など 	水銀使用製品	蛍光灯など 	

缶・びん類	飲料用の空き缶・空きびん、缶詰の缶、食用油の缶 など 	産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託し、リサイクルしましょう。
-------	---	----------------------------------

家電リサイクル法対象製品	冷蔵(凍)庫、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機 	販売店に引取りを依頼するか、産業廃棄物収集運搬業者に指定引取場所への収集運搬を委託してください。 事業所から排出される家電4品目の処理方法 ○経済産業省リーフレット 事業所で使用している家電4品目は家電リサイクル法の対象です! https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf ○一般財団法人 家電製品協会ホームページ 「リサイクル料金製品型名検索」 https://www.rkc.aeha.or.jp/type_name.html	 
--------------	---	--	--

フロン排出抑制法対象商品	業務用冷凍冷蔵庫、天井埋め込み型エアコン、冷凍冷蔵用ショーケース、スポットエアコンなど 	フロン類が使用されている製品については、廃棄する際にフロン類の回収が必要です。 ○環境省、経済産業省リーフレット https://www.env.go.jp/content/900440903.pdf フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください(業者については京都府ホームページを御参照ください)。	
--------------	--	---	---

一般廃棄物(事業系)

調理くず 食べ残り 期限切れの食材 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。 ★可能な限り「食品リサイクル」をお願いします。 食品リサイクルについては委託されている一般廃棄物収集運搬業者に御相談ください。 食品リサイクル施設に運搬できる業者はこちらの二次元コードから御確認ください。	 	
紙類	・リサイクル可能な紙(雑誌、チラシ、ダンボール、紙パック、紙のメニューなど)  ・リサイクルに向かない紙(感熱紙、カーボン紙、圧着はがきなど) ・汚れの付いた紙(使用済みの紙ナプキンなど) 	一般廃棄物収集運搬業者や古紙回収業者に委託してください。 ※リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。 古紙回収業者はこちらの二次元コードから御確認ください。	
割り箸、串 	※袋が破れないよう束ねて出してください。	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。 	
木製品、植物(陶磁器製の植木鉢及びプランターは除く。)など	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。		